



労基署便り 令和4年度 No.3

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～5月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	16	22	6	173	164	-9
食料品製造業	4	10	6	67	79	12
機械金属製造業	4	8	4	44	36	-8
建設業 計	14	10	-4	122 (3)	115 (1)	-7(-2)
土木工事業	6	6	0	44 (2)	34	-10(-2)
建築工事業	5	4	-1	44 (1)	62 (1)	18(0)
その他の建設	3	0	-3	34	19	-15
運輸交通業 計	6	5	-1	183 (1)	151 (2)	-32(1)
陸上貨物運送業	8	6	-2	164 (1)	135 (2)	-29(1)
商業	8	17	9	181 (1)	196	15(-1)
社会福祉施設	5	3	-2	138	182	44
全産業	77	88	11	1079 (5)	1239 (4)	160(-1)

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数（人）。

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

令和4年度 全国安全衛生週間の実施について

スローガン **安全は 急がず焦らず怠らず**

- 期間 令和4年7月1日～7月7日
- 準備期間 令和4年6月1日～6月30日



全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚安全活動の定着を図ることを目的に、一度も中断されることなく続けられ、今年で95年目となります。事業場の皆様におかれましては、準備期間及び全国安全週間に以下の事項について実施をお願いします。

安全週間

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思統一及び安全意識の高揚
- 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学会等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



Safework



製造業・建設業における火災による労働災害防止について

令和4年2月に県外の食料品製造業の事業場において複数ある工場棟のうち1棟から火災が発生したことを契機に6名がお亡くなりになるという労働災害が発生しております。

また、建設業においては、本年5月に県内中心部の施工中のビル解体現場において火災が発生し、幸い人的被害はありませんでしたが、現場が一時騒然となったことが報道されたところです。いずれの火災についても現在原因調査中とのことでありますが、火災による労働災害防止のため、以下についてご留意いただくようお願いします。

1 安全衛生教育の実施

雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育では「事故時等における応急措置及び退避に関すること」を内容に含めることとされていることから、消防関係法令に基づき実施する避難訓練等の実施時期及び実施内容等も勘案の上、両者を有機的に連携させる等により、安全衛生教育、避難訓練等の効果的な実施に努め、雇入れ時及び作業内容変更時以外にも定期的に実施すること。

2 就業形態の異なる労働者への配慮

交代制勤務、シフト制勤務等により、避難訓練等の実施日又は実施時間帯に出勤しない者に対しては、臨時の避難訓練を実施するほかに、別途、資料等を用いた教育を実施するなどの配慮に努めること。

(建設業の皆様へ)

1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材（以下「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の解体工事等にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性等について調査をすること。

2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。また、既存建築物の解体工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、予め当該断熱材を除去することや火気管理を含む作業計画を策定すること。

作業を行う事業者は、作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

3 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置き場所を含む）についても同様であること。

4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、断熱材等を放置しないこと。

6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め関係事業者に周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

STOP! 滑り、つまずき、踏み外し

6月は「STOP! 転倒災害プロジェクト」重点取組期間です

全国安全週間の準備期間である6月は、STOP!転倒災害プロジェクトの重点取組期間です。

当署管内の令和3年の休業4日以上死傷災害の26%を転倒災害が占め、その60%が休業1か月以上となっております。たかが転倒と侮ることなく、各種対策を講じていただきますようお願いいたします。

- ・作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ・照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ・危険個所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ・転倒災害防止のための安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- ・耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

NEW! 転倒予防・腰痛予防



令和4年度 労働保険年度更新について

令和4年度の労働保険の年度更新が始まりました。期間は

6月1日(水)～7月11日(月)

です。郵送や電子申請でも受け付けております。申告はお早めをお願いします。

労働保険料の納付については、口座振替もご利用いただけます。

なお、令和2年4月1日から、**特定の法人**においては、年度更新について**電子申請が義務化**されておりますので、ご注意ください。

(特定の法人)

- ① 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ② 相互会社（保険業法）
- ③ 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- ④ 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

(次に該当する場合には電子申請によらない方法により届出が可能です。)

- 電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合。
- 労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、労働保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

年度更新



雇用保険料率



電子申請



令和4年10月1日～歯科健康診断の実施報告が義務付けられます。

労働安全衛生規則48条に基づき、**有害な業務**(※)に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者については、事業場の労働者数が50人以上の場合に義務付けられていますが、**令和4年10月1日からは、その使用する労働者の人数にかかわらず、法定の歯科健康診断(定期的のものに限る。)**を行ったときは、結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することになります。10月1日より前に行った歯科健康診断については従前のとおりです。

※労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第22条第3項において規定：塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における作業

報告様式は新たに作成される「**有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(安衛則様式第6号の2)**」をお使いください。なお、当分の間、定期健康診断結果報告書「安衛則様式第6号の2」をお使いいただくこともできます。

歯科健康診断結果報告



安全衛生優良企業の認定を受けてみませんか？

「**安全衛生優良企業**」とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、**厚生労働省から認定を受けた企業**のことです。この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、**3年間の認定**を受けることができ、**さまざまなメリット**が得られます。令和4年5月26日現在、全国で38社が認定されています。安全衛生優良企業の認定を受けてみませんか？

安全衛生優良企業



(申請先：宮城労働局労働基準部健康安全課)

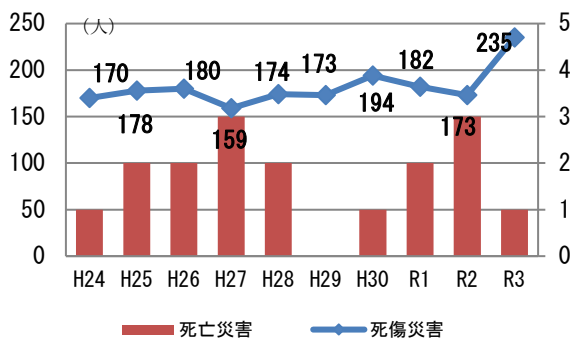
令和3年労働災害発生状況について

大河原労働基準監督署管内における令和3年の休業4日以上労働災害による死傷者は235人で、対前年比+62人(+35.8%)と大幅に増加しました。うち、死亡災害は交通事故によるもので1人(対前年比-2人)でした。業種別では製造業(36%)、建設業(16%)、商業(9%)、事故の型別では転倒(26%)、墜落・転落(12%)、はさまれ・巻き込まれ(10%)の順に多く発生しました。対前年比が大幅増となった要因には新型コロナウイルス感染症によるものが53人発生(前年5人)したことを挙げることができますが、新型コロナウイルス感染症によるものを除いても、前年比8.3%の増加となっております。本年は第13次労働災害防止推進計画の最終年となりますので労働災害防止対策を推進しましょう。

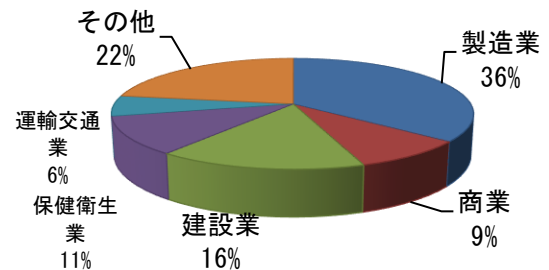
(参考) 新型コロナウイルス感染症によるものを除いた場合

令和3年は182人で、前年の168人に比して+14人(+8.3%)となり、業種別では、製造業が最も多く45人(対前年比-13人、-22.4%)、次いで建設業33人(対前年比+11人、+50.0%)、商業21人(対前年比-5人、-19.2%)という状況でした。

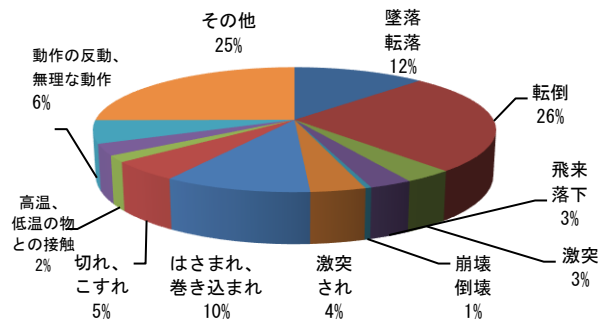
労働災害の推移



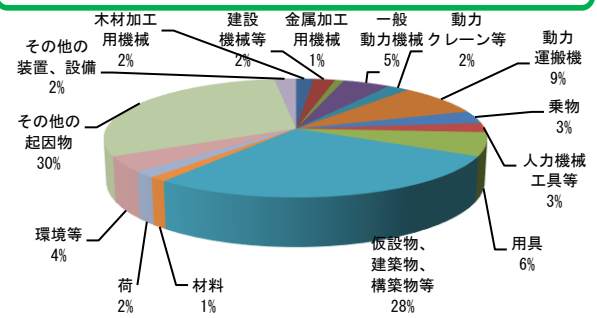
業種別労働災害発生状況



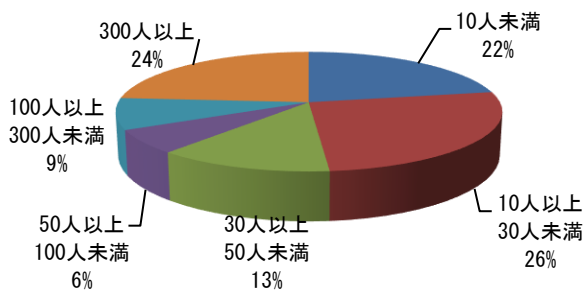
事故の型別



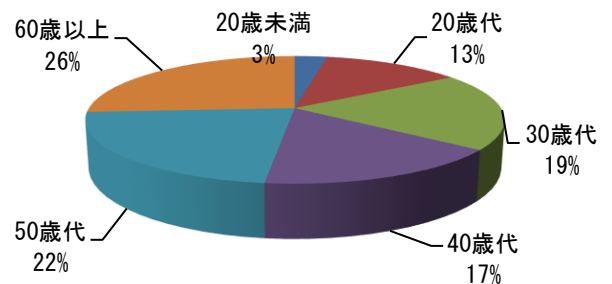
起因物別



事業場規模別



年齢別



発行：大河原労働基準監督署 (TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。